

令和6年度「フードロスクーポン」実証事業実施要領

1 事業の概要

(1)目的

宮城県は、食品ロス削減推進に係るスマートフォンアプリの有用性及びその効果的な運用方法を検証するとともに、防災機能を備えたデジタル身分証アプリの普及拡大を目的として、「フードロスクーポン」実証事業を実施する。

(2)利用店舗及び期間

「フードロスクーポン」は、クーポンを発行した店舗でのみ利用することができる。

なお、対象の商品が売り切れたクーポン、店舗の判断により発行を停止したクーポン又は利用期間を過ぎたクーポンは、全て失効する。

(3)実施体制

「宮城県とポケットサイン株式会社との DX 推進のための実証事業に関する連携協定」(令和5年4月26日締結)に基づき、宮城県及びポケットサイン株式会社を中心となり関係機関と連携して実施する。

また、本事業の運営に必要な業務の一部については、宮城県が株式会社ジェイアール東日本企画仙台支社に委託して実施する。

2 クーポンの利用

(1)利用者の要件

「フードロスクーポン」を利用する者は、下記の要件を全て満たすこと。

①マイナンバーカードを保有していること

②アプリの動作が可能であり、かつ、NFC 機能を備えたスマートフォンを保有していること

(2)利用方法

利用者が「フードロスクーポン」ミニアプリを起動して参加店舗に設置された QR コードを読み取り、利用枚数を設定して店舗に提示する。店舗は利用内容を確認した上で、クーポンの券面に記載されたサービス等を行う。

(3)免責事項

クーポン対象商品の売り切れ、店舗の判断によるクーポン発行停止、クーポン利用期間の超過又はその他の理由によりクーポンが利用できなかった際に利用者に生じる損害については、店舗、宮城県、ポケットサイン株式会社及び株式会社ジェイアール東日本企画仙台支社は一切の責任を負わない。

3 参加店舗

フードロスクーポンサービス利用規約第2条(7)に定める参加店舗は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、以下の要件に関わらず、その他本事業の趣旨及び目的から適切ではないと宮城県が判断した店舗は、対象外とする場合がある。

(1)石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町のいずれかに店舗が所在していること。

- (2)食品を取り扱う事業者であり、食品ロス削減に取り組む意思があること。
- (3)利用者がクーポンを安心して使えるよう、接客にあたる従業員等が、実証事業の趣旨や宮城県が別に作成するマニュアル等の内容を十分に理解し、利用者に対応する体制が整備できること。
- (4)事業の内容等が法令または条例に違反していないこと。
- (5)事業者が暴力団(宮城県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員等(同条例第2条第3項に規定する暴力団員等をいう。)でなく、暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に該当する店舗でないこと。
- (7)実証事業への参加に必要な体制(PC・プリンタ等の OA 機器、メールアドレス、インターネット環境、ならびに基本的な操作スキル)が整備できること。

4 その他

この要領に定めるもののほか、実証事業の実施等に関し必要な事項については、事業を運営する宮城県とポケットサイン株式会社が協議して別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月15日から施行する。